

精神障害者保健福祉手帳 を活用していますか？

精神障害者保健福祉手帳とは？

この手帳は、てんかんのある人が一定の障害状態にあることを証明するものです。また、福祉サービスの利用や各種減税制度の適用を可能にする、証書でもあります。

① 対象者・等級の分類

長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人が対象です。初診日から、6ヵ月以上経った日から申請できます。てんかんの場合、発作の種類と頻度、日常生活の自立状況などによって判断されます。

精神障害者保健福祉手帳 障害等級判定基準

| 1 級 | 2 級 | 3 級 |
|-------------|----------------------------|----------------------------|
| 2の発作が月に1回以上 | 1の発作が月に1回以上 2の発作が年に2回以上 | 1の発作が月に1回未満 2の発作が年に2回未満 |

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患(機能障害)の状態の確認、③能力障害の状況の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。

「発作のタイプ」は次のように分類する。

| | |
|---|---|
| 1 | 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 意識を失い行為が途絶するが、倒れない発作 |
| 2 | 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 |

② 有効期限

2年間です。更新手続きにより、継続して持つことができます。(障害状況によります。)

③ 申請先と申請に必要な書類等

市区町村役所の障害福祉課です(窓口名称は、市区町村により異なります)。主治医診断書、写真(4×3cm)、申請書、同意書が必要です。

④ 手帳取得でできること

今回は、おおむね全国的に共通しているものに限定してご紹介します。手帳は、福祉・就労支援サービスの利用資格となり、また各種減免制度の適用を可能にします。(右表参照)

※2006年4月から、障害者雇用における法定雇用率の対象となっています。

ワンポイントアドバイス

① 効率のよい申請方法

- ①手帳用の診断書1通で、手帳と自立支援医療(精神通院医療)の2つの制度を申請できます。
- ②精神障害による「障害年金」または「特別障害給付金」を受給されている方は、その証書の写しをもって、手帳申請ができます。(診断書発行不要)。

② 「療育手帳」も取得可能

知的障害を併せもつ人は、「療育手帳」の取得もできます。20歳を過ぎても判定を受けられます。知的障害は「精神障害者保健福祉手帳」の対象に含まれません。また、「療育手帳」は使えるサービスが異なります。知的障害があるかどうか、またその障害程度によって、選択できる手帳の種類が変わりますので、病院の医療相談室などに相談の上、判定を受けてみましょう。

手帳により利用できるサービス(代表的なもの)

| 精神障害者保健福祉手帳 | | | | 等級 | | |
|-------------|-------|------------|--|----|----|----|
| テーマ | 分類 | 機能 | サービス | 1級 | 2級 | 3級 |
| 自立 | 福祉・就労 | 支援 | 障害者総合支援法による福祉サービス *就労支援事業を含む(窓口:市区町村役所) | ○ | ○ | ○ |
| | | | 障害者雇用を行っている企業への 求職活動(窓口:ハローワーク) | ○ | ○ | ○ |
| 日常生活 | 税金 | 控除 | 所得税 | ○ | ○ | ○ |
| | | | 贈与税 | ○ | △ | △ |
| | | | 相続税 | ○ | ○ | ○ |
| | | | 住民税 | ○ | ○ | ○ |
| | 非課税 | 預金利子所得 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 減免 | 自動車税、自動車取得税、軽自動車税 | ○ | × | × |
| | | 割引 | 携帯電話 基本使用料 | ○ | ○ | ○ |
| 生活保護 | 加算 | 保護費(障害者加算) | ○ | ○ | × | |

*この他にもサービスがあります。お住まいの市区町村の福祉情報をご確認ください!
*障害者雇用(法定雇用率)の対象には、障害者手帳の所持が必要になります。

手帳取得、そして「次の一歩」へ

最近、「自立」の中でも、特に「就労」を目指して手帳取得を希望する人が増えています。実際に、公共職業安定所(ハローワーク)での求職活動や障害者総合支援サービスの就労移行支援、就労継続支援の活用など、手帳取得後、「次の一歩」を歩み始めている方々がいます。手帳を持つことで、「自立」への「次の一歩」を探しやすくなりますので、お一人お一人の目標に合わせ、有効に活用することをお勧めします。

ホームページから“てんかん”を正しく知ってください。

<http://www.jea-net.jp/>

詳しくは、公益社団法人日本てんかん協会へお気軽にお問い合わせください。

本部事務局

公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)
Japan Epilepsy Association (JEA)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F
TEL:03-3202-5661 FAX:03-3202-7235



あかりちゃん

相談専用電話 03-3232-3811

(毎週平日:月・水・金曜日)
13時15分~17時